

高座清掃施設組合・廃棄物受け入れ基準（性状及び形状）

（注意）排出事業所による直接搬入はできませんので、必ず許可業者に依頼してください！

		品 目	性状、具体例等	
受け入れするもの（焼却施設）	事業系一般廃棄物	可燃ごみ（資源化可能なものを除く）	紙類	ダンボール、新聞、雑誌等、資源化可能なものを除く。 厚いダンボール紙等のロール芯を除く。 ※ロール紙については、別途協議
			剪定枝	太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れるか、紐で結んで出す。紐で結ぶ場合は束の直径25cm以内とすること。 ※破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。
			枯葉、雑草	ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れること。
			木材類	太さ10cm、長さ50cm以内に切断することとし、ごみ収集袋（90ℓ以内）に入れるか、紐で結んで出す。紐で結ぶ場合は束の直径25cm以内とすること。 ※破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。 釘等は外すこと。
			板材	厚さ6cm、長さ50cm、幅20cm以内に切断すること。紐で結ぶ場合は破碎の支障となるガムテープやロープ等で縛らないこと。 釘等は外すこと。
			繊維類 (天然繊維のものに限る)	衣服、その他の繊維製品などで、資源化可能なものは除く。 横断幕(バナー)、のぼり等の大きなものは、幅、長さとも2m程度に裁断すること。 ※化学繊維は廃プラスチック類に該当し、産業廃棄物であるため、受入れしない。
			厨芥類	飲食店、社員食堂等から排出される残飯、厨芥類、商店、事務所から排出される茶殻、残飯等、卸小売業から排出される野菜くず、魚介類等 焼却可能な大きさであること。 できる限り水分・油分を除去し、袋詰にする等、臭気や飛沫が外に流れ出さないようにすること。 冷凍されていないこと。
受け入れしないもの	事業系ごみ	産業廃棄物	燃え殻	
			汚泥	
			廃油	引火点70℃以上のも
			廃酸	pH値が2を超え7未満のもの
			廃アルカリ	pH値が7以上12.5未満のもの
			廃プラスチック類	発泡スチロール、発泡トレイ、ビニール類及びペットボトル等を含む 農業用のビニルシート(マルチ)も該当
			紙くず	建設業に係るもの パルプ、紙又は紙加工の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業に係るもの
			木くず	建設業に係るもの 木材又は木製品の製造業、新聞業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの
			繊維くず	建設業に係るもの 繊維工業に係るもの
			動植物性残さ	食料品、医薬製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
			動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場において解体等の処理した獣畜、食鳥に係る固形状の不要物
			ゴムくず	
			金属くず	
			ガラス及び陶器くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く
			鋳さい	
			がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
			動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る
動物の死体	畜産農業に係るものに限る			
ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設又は廃棄物焼却施設からの集じんによるばいじん			
上記廃棄物を処分するために処理したもの	上記廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの			